**　　　軽油、灯油、重油等の貯蔵及び取扱いに注意しましょう！**

**農業用ビニールハウスの暖房や、農機具の燃料として軽油、灯油、重油等を貯蔵又は取扱うことがありますが、これらの油類は消防法で「危険物」として定められ、その貯蔵や取扱いについては、下記のとおり種類や数量により、消防法や玉野市火災予防条例によって規制されています。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主な危険物** | **※ 指定数量** | **指定数量の5分の1以上～指定数量未満**  **（少量危険物として玉野市火災予防条例で規制）** |
| **ガソリン** | **200ℓ** | **40ℓ以上200ℓ未満** |
| **灯油・軽油** | **1,000ℓ** | **200ℓ以上1,000ℓ未満** |
| **重油** | **2,000ℓ** | **400ℓ以上2,000ℓ未満** |

**※　危険物は、その種類により「指定数量」が定められており、貯蔵及び取扱い数量が指定数量以上の場合は、消防法により規制され、許可を受ける必要があります。**

**◎ 少量危険物に関する規制について**

**指定数量の５分の１以上～指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う場合は、少量危険物施設として、玉野市火災予防条例の規制対象となるため、防油堤の設置（貯蔵タンクの場合）や標識の設置等が必要となります。**

**また、建物内で貯蔵及び取扱いをする場合は、建物構造等にも規制がかかります。**

**なお、少量危険物の貯蔵及び取扱いには、消防署への届出が必要です。（個人の住居の場合は指定数量の２分の１以上から必要になります。）**

**【貯蔵タンク・標識の設置例】**

****

**【問い合わせ先】　玉野市消防本部予防課　0863－31－5712**